

鴻巣市文化芸術振興基本計画

(令和7年度～令和16年度)

鴻巣市教育委員会

市長挨拶



近年、私たちを取り巻く生活環境は、少子高齢化やデジタル技術の進展など、様々な要因により目まぐるしく移り変わっています。また、コロナ禍を経て「新たな日常」への対応により、市民の皆さんのライフスタイルは大きく変化しています。

そのような中、文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育むとともに、生活に潤いや彩りを与え、人と人との結びつけることで新たな交流をもたらし、地域の活性化に大きな役割を果たしています。また、観光や産業、まちづくり、福祉、教育など、多様な分野との緊密な連携のもと、様々な価値が創出され、まちの魅力を高めるうえで欠かせないものとなっており、市民の皆さんのウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術活動を支援し充実させていくことが必要です。

本市では、市民一人ひとりが、優れた文化芸術に親しむことで、いきいきと輝いて生活することができるよう、令和7年度から10年間に取り組む施策をまとめた「鴻巣市文化芸術振興基本計画」を新たに策定しました。

本計画は、「市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらす」ことを基本理念とし、「文化芸術活動の推進と充実」「地域の文化芸術資源の保全と活用」「将来の文化芸術を担うこどもたちの育成」の3つを基本目標に掲げています。

今後は本計画に基づき、市民の皆さんのが郷土に誇りを持ち、日々の暮らしの中で文化芸術を感じられるよう、各種施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました文化芸術振興審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に、心から深く感謝を申し上げます。

令和7年3月 鴻巣市長 並木 正年

教育長挨拶

本市の教育行政の推進にあたりましては、日頃より御理解、御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

文化芸術がもたらす感動は、人々の感性を豊かにし、創造性を育み、生きる喜びを創出します。

本市においても、地域の特徴や特性を生かした文化芸術活動が推進されることで、市民の皆様が多様な文化に触れ、創造的な表現を楽しむことができる環境を整えていくことが求められています。

鴻巣市では市民が優れた文化芸術に親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう令和5年3月28日に「鴻巣市文化芸術振興基本条例」を制定しました。

「鴻巣市文化芸術振興基本計画」はこの条例に基づき「市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらす」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げております。

本計画では、この3つの目標に対し5つの基本施策を位置付けております。そこでは、課題や現状を把握することや施策の展開を示しており、5つの基本施策である、文化芸術を創出し、及び発信する機会の充実や文化芸術の保存及び継承、こどもたちが文化芸術に触れる機会の創出など5つの基本施策を着実にかつ継続的に取り組むことで、基本目標達成への道筋を明確にいたしました。

今後はさらに、市民の皆様をはじめ関係団体等と連携を図りながら、各種施策を積極的に展開することで、文化芸術活動の基盤を強化し、持続可能な発展を目指してまいります。

また、市民一人ひとりが文化芸術に親しみ、共に創り上げる鴻巣市の未来を築いていくためには、文化芸術活動ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築し、活動を行う全ての市民及び団体の主体性及び創造性が尊重されなければなりません。今後とも関係者皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり多大なる御尽力を賜りました「鴻巣市文化芸術振興審議会」の委員の方々をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に、心から御礼申し上げます。

令和7年3月 鴻巣市教育委員会教育長 齊藤 隆志





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	• • • • • P1
2 計画の位置付け	• • • • • P1
3 計画の期間（他の計画との関連）	• • • • • P3
4 文化芸術の範囲	• • • • • P4



第2章 鴻巣市の現状

1 市の特性	• • • • • P5
2 社会情勢の変化	• • • • • P9
3 国・県の動向	• • • • • P9



第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念	• • • • • P11
2 基本目標	• • • • • P11
3 計画の体系	• • • • • P12



第4章 基本施策・具体的な取組

基本目標1 文化芸術活動の推進と充実

基本施策1 文化芸術を創出し、及び発信する機会の充実	• • P13
基本施策2 文化芸術を享受する機会の充実	• • • • • P16

基本目標2 地域の文化芸術資源の保存と活用

基本施策3 文化芸術の保存及び継承	• • • • • P19
基本施策4・5 文化芸術の担い手の育成及び交流の促進	• • P22

基本目標3 将来の文化芸術を担うこどもたちの育成

基本施策6 こどもたちが文化芸術に触れる機会の創出	• • P24
---------------------------	---------



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	・・・・・・・・・・・・	P27
2 SDGs の取組	・・・・・・・・・・・・	P28
3 計画全体の成果指標	・・・・・・・・・・・・	P29



資料編

1 指定文化財種別数	・・・・・・・・・・・・	P30
2 国・県・市指定文化財一覧	・・・・・・・・・・・・	P30
3 鴻巣市埋蔵文化財包蔵地一覧	・・・・・・・・・・・・	P35
4 文化芸術に関するアンケート調査	・・・・・・・・・・・・	P40
5 鴻巣市文化芸術振興基本条例	・・・・・・・・・・・・	P47
6 鴻巣市文化芸術振興審議会名簿	・・・・・・・・・・・・	P50
7 諒問書	・・・・・・・・・・・・	P51
8 答申	・・・・・・・・・・・・	P52
9 鴻巣市文化芸術振興基本計画策定経過	・・・・・・・・・・・・	P53

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術がもたらす感動は、人々の感性を豊かにし、創造性を育み、生きる喜びを創出します。人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う広がりは、心豊かな社会を形成します。

本市では、地域における文化芸術の振興を図ることを目的として、令和5年3月に「鴻巣市文化芸術振興基本条例」を制定しました。

条例では、基本理念、市の責務と市民及び団体等の役割等の基本的事項とともに、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための「文化芸術振興基本計画」を策定することが定められています。

文化芸術がもたらす価値は無限であり、未来を担うこどもたちが夢を描き、市民一人ひとりが自らの輝きを開花させる源泉となります。市民が優れた文化芸術に親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、本市における文化芸術振興のための基本的な方針をまとめた「鴻巣市文化芸術振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本市においては、「第6次鴻巣市総合振興計画」「鴻巣市教育大綱」「第3期鴻巣市教育振興基本計画」に基づき、文化芸術に関する施策に取り組んできました。

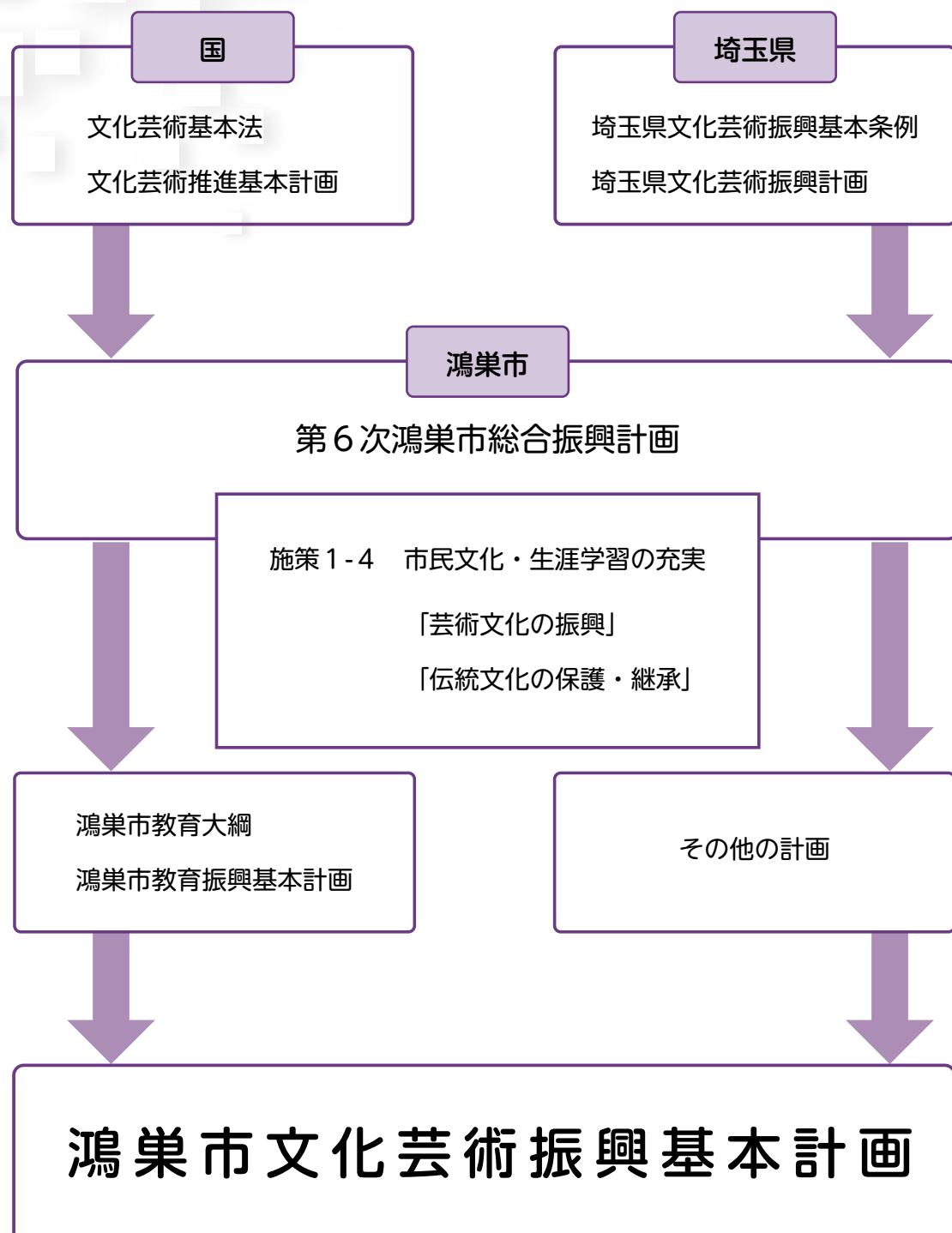
「第6次鴻巣市総合振興計画」では、「施策1－4 市民文化・生涯学習の充実」を実現する手段として、「芸術文化の振興」「伝統文化の保護・継承」の2事業が設定されています。

「鴻巣市教育大綱」では、6つの基本方針のうちの一つとして「未来につながる市民文化の振興と交流の促進」が掲げられています。

また、「第4期鴻巣市教育振興基本計画」では、8つの施策のうちの一つに「文化芸術の振興と伝統文化の継承」が示され、現状と課題、施策の方向性、主な取組についてまとめられています。

本計画は、「第6次鴻巣市総合振興計画」を最上位計画とする個別計画の一つに位置付けられます。国や県が制定する法律等との整合を図りつつ、文化芸術振興の推進を目指します。

計画の位置付け



3 計画の期間(他の計画との関連)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
総合振興 計画		第6次総合振興計画 (H29～R8)			第7次総合振興計画 (R9～R18)				
教育大綱	→			R7～R11			R12～		
教育振興 基本計画	→		第4期教育振興基本計画				第5期教育 振興基本計画		
文化芸術 振興基本 計画 (前期)				R7～R16					
(後期)			前期 (R7～R11)				後期 (R12～R16)		

文化芸術の振興は、市や市民、関係団体との協力や連携など、総合的かつ長期的な計画、方針の策定が重要であるとの考え方から、鴻巣市文化芸術振興基本計画についても、一定期間の事業継続による効果の検証が重要と考えております。

同様の考え方から、国が策定した「文化芸術推進基本計画」や埼玉県が策定している「埼玉県文化芸術振興計画」においても5年間の計画期間を定め進めている状況です。

また、「第6次鴻巣市総合振興計画」や「教育大綱」「教育振興基本計画」においても、前期、後期5年間ごとの10年間を計画期間としており、関連する諸計画との整合性を図ることからも、本計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

計画期間を前期、後期の5年ごとに分けることで、時代や社会状況の変化に対応できるよう、必要に応じて計画の効果検証、見直し等を行ってまいります。

4 文化芸術の範囲

本計画が対象とする「文化芸術」は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、以下のような範囲を基本としつつ、市民や地域の特徴的な活動も幅広く捉え計画を推進します。

(参考) 国の文化芸術基本法における「文化芸術」の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 鴻巣市の現状



第2章 鴻巣市の現状

1 市の特性

1 位置・地勢

本市は、首都圏 50 km にあり、埼玉県のほぼ中央部に位置しています。

地形はおおむね平坦で、豊かな田園地帯が広がっています。地域の南部は大宮台地の一部をなし武蔵野の面影を伝える雑木林が残っており、北部は低地で水田が広がっています。

また、西部を荒川、中央部を元荒川、東部を見沼代用水が流れしており、水利に恵まれた地域となっています。

2 歴史的特性

本市の歴史は古く、約 20,000 年前の旧石器時代まで遡りその足跡は市域南部の大宮台地に残されています。縄文時代には人々の生活範囲が広がり、赤城遺跡や滝馬室地内からは、ミミズク土偶などの貴重な遺物が多数出土しています。

古墳時代後期には、埴輪の生産が盛んになりました。埴輪窯跡として国内で初めて学術的な発掘調査がおこなわれた県指定史跡馬室埴輪窯跡を皮切りに、東日本最大級の埴輪の生産地であったといわれる生出塚遺跡が形成されました。生出塚遺跡で発掘された大型の形象埴輪などの「埼玉県生出塚埴輪窯跡出土品」70 点が、平成 17 年 6 月に国の重要文化財に指定されました。

江戸時代に編纂された新編武蔵風土記稿によると、鴻巣という地名は、かつて武蔵国造（むさしのくにのみやつこ）である、笠原直使主（かさはらのあたいおみ）が、現在の笠原の辺りに住み一時この地が武蔵国の国府となったことから、「国府の洲（こくふのす）」と呼ばれたのが始まりとされ、それが訛って「こふのす」となり後に「コウノトリ伝説」から「鴻巣」に字をあてはめるようになったと言われています（諸説あり）。

また、箕田の地は嵯峨源氏の流れを汲む箕田源氏発祥の地であり、拠点として活発な活動を展開した土地でした。源仕（みなもとのつこう）が武蔵介（むさしのすけ）に任せられると、箕田郷の開墾をおこない居館を設け、源宛（みなもとのあつる）・渡辺綱（わたなべのつな）などの子孫が活躍しました。

戦国時代には、小田原城を本拠地に持つ後北条氏家臣の成田氏が忍城を居城とし治めました。小田原攻めでは豊臣秀吉の命を受けた石田三成による水攻めが行われ、その際に築かれた石田堤の一部が史跡公園として整備され現存部は市指定史跡として残されています。

江戸時代に入り、五街道の整備が進み中山道が定められると宿駅が設置され日光脇往還や忍・館林道が通じる交通の要衝となり鴻巣宿は県内屈指の宿場としてにぎわうとともに、吹上は旅人が休息する間（あい）の宿場として栄えました。また、荒川の水運を活かした舟運の河岸が成立し、御成河岸や糠田河岸が流通拠点として栄えました。

さらに、豊かな自然環境による優れた鷹場であったことから、鴻巣御殿（将軍が旅行の際に休憩や宿泊する施設）が建てられ、徳川家康、秀忠、家光の三代にわたって使用された記録が残っています。

一方、上谷新田村（人形1～4丁目付近）では、江戸時代中頃から人形作りが始まられ、やがては関東三大雛市のひとつに数えられるまでに成長を遂げました。

明治期には、高度な技術と優れた品質で「鴻巣びな」の名は全国に知れ渡るようになります。現在も中山道沿いには人形に関連する業者が並んでおり、本市を代表する産業として継承されています。

また、当地に貴重な伝統工芸として伝承される「鴻巣の赤物製作技術」は、平成23年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

近代に入り、糠田や屈巣沼では広大な新田開発が行われました。明治35年に着工された鴻巣町・常光村にまたがる400町歩の連合耕地整理は、明治36年の第5回内国勧業博覧会で一等賞に輝き、鴻巣式耕地整理として全国の模範となりました。

また、戦後、本市の気候風土に適したパンジーの生産から始まった「花き生産」は、生産品種の増加や生産効率の向上による発展・拡大が図られ、現在では東日本最大級の花き市場である「鴻巣フラワーセンター」が整備されるとともに、全国に誇るブランドとして市民に愛されています。

3 人口の推移

我が国の総人口は、平成 20 年をピークに減少に転じており、令和 42 年の総人口は約 9,300 万人まで減少すると国の推計では見通されています。また、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

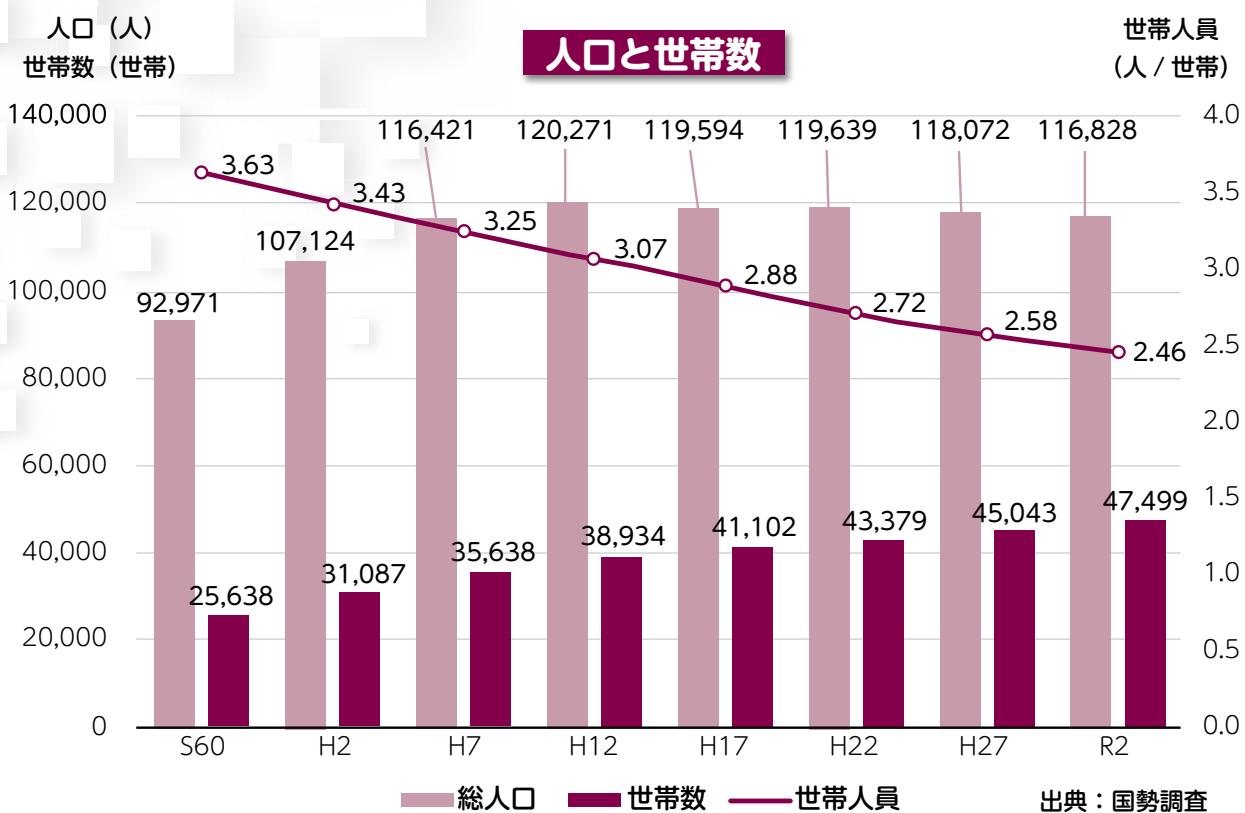
本市においても、令和 2 年 10 月の国勢調査時点で、116,828 人となっています。推移を見ますと、平成 12 年までは増加が続きその後、平成 22 年までの 10 年間は 12 万人前後で推移してきましたが、近年では減少傾向に転じており、直近 10 年間（平成 22 年と令和 2 年を比較）では、約 3,000 人減少しています。

世帯数では、核家族化、少子化などが進み、1 世帯当たりの人数は、平成 12 年の 3.07 人から令和 2 年には 2.46 人と減少しています。

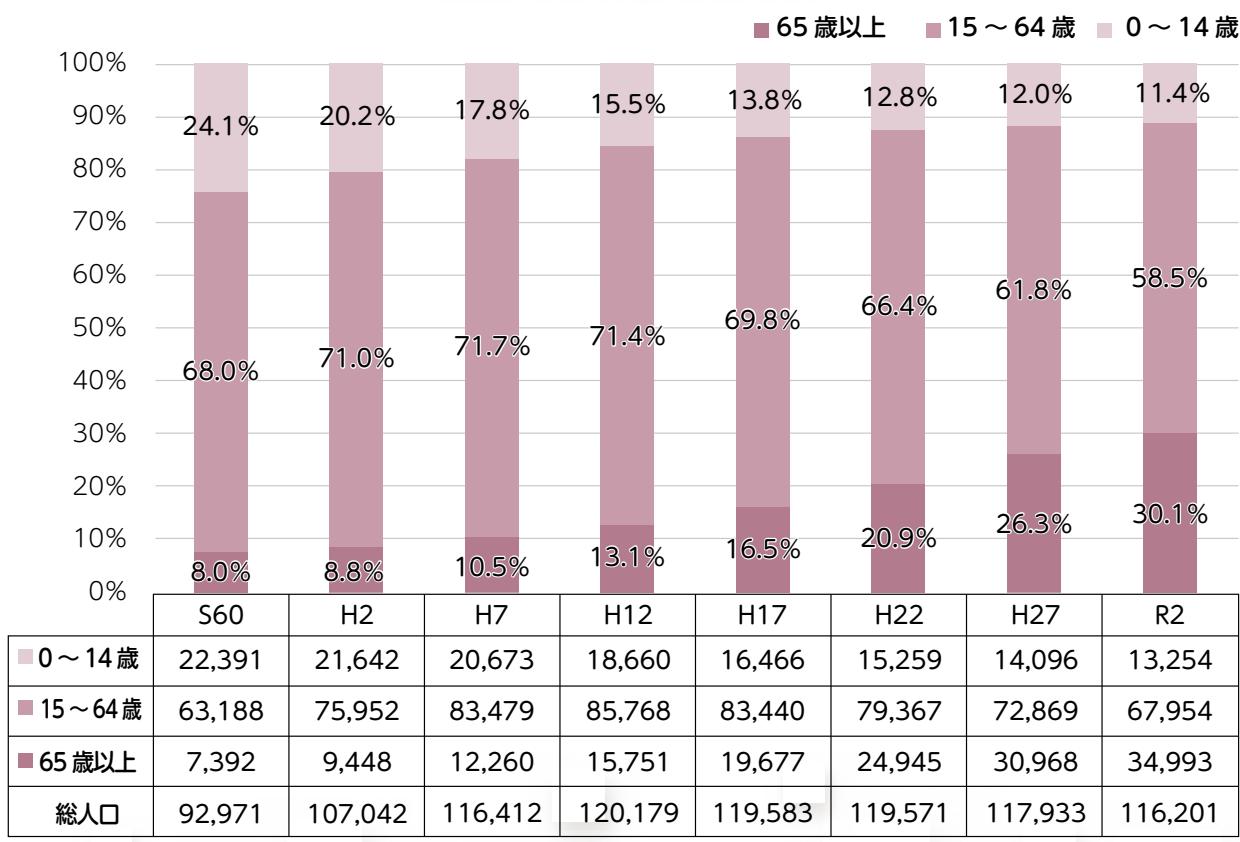
また、本市においても年齢構成の変化を見ますと、65 歳以上の高齢化率が平成 22 年に 20% を超え、令和 2 年時点では 30.1% まで増加しており、超高齢化社会（高齢化率 21% 超）に入りました。

少子高齢化により、文化芸術の担い手の減少や鑑賞者など需要の減少が懸念されますが、一方で高齢者層は現役世代を引退した方を含め、文化芸術活動への積極的な参加が期待されています。





年齢階層別人口構成比



出典：国勢調査（年齢不詳は除く）

2 社会情勢の変化

1 新型コロナウイルス感染症の流行

令和2（2020）年1月から日本でも広がった新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界的な流行（パンデミック）に至り、急激な感染拡大による医療のひっ迫、外出自粛要請や緊急事態宣言に伴う経済活動の縮小、小・中学校の臨時休校、イベントの開催制限など、社会全体に大きな影響を及ぼしました。

また、鴻巣市文化センターをはじめとした公共施設の休館や利用制限により文化芸術の鑑賞や活動の機会が著しく減少しました。事業の中止や貸館の停止は文化芸術に携わる人だけではなく、地域の団体やサークル活動の減退、活動する人の減少やサークルの解散等、市民の文化芸術活動にも大きな影響を及ぼしました。

しかしながら、文化芸術が人々に感動や安らぎを与え、心の支えとなり人と人との繋がりのきっかけとなる等、文化芸術が果たす役割の重要性が改めて認識されることになりました。

3 国・県の動向

1 国・県の動向

国は、平成13年12月に文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」を公布しました。この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

また、平成14年12月に策定された国の「文化芸術の振興に関する基本方針」ではその指針及び実践的取組を定めています。現在までにその基本方針は策定後の社会情勢の変化や文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しが行われ、改定ごとに、その実施内容が多種多様に変容してきています。

平成29年6月には「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」（以下「基本法」という）になりました。改正された「基本法」の内容は、今まで各分野に対する施策を、「振興する」としていたものが、「推進する」という言葉に代わり、より行政の主体性を広げたほか、各施策の詳細な取組等は追加事項が大幅に増えたものとなっています。「基本法」に追加された趣旨としては、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、その他の各関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、

発展及び創造に活用・循環させ、文化芸術立国の実現をめざすことを掲げました。

また、この「基本法」では、地方公共団体は「地方文化芸術推進基本計画」を策定するよう努めるものとしています。国は平成30年3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」を定め、現在は令和5年度からの第2期計画に取り組んでいます。

その他関連する法律等として、「劇場、音楽堂などの活性化に関する法律（劇場法）」（平成24年制定）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」（平成30年制定）、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（平成30年制定）、「文化財保護法」（平成31年改正）など、文化芸術の社会的・経済的価値の活用を促進する環境整備が進展しています。

県は平成21年7月に文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

この「条例」では、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画を定めることとされており、「埼玉県文化芸術振興計画」を平成23年3月に策定しました。この計画はこれまで2回見直され、現在は令和3年度から令和7年度までの5か年間の計画に取り組んでいます。

計画では、これまでの文化芸術の取組状況や新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立や人口減少、少子高齢化への対応など社会情勢の変化を踏まえながら、文化芸術振興施策の総合的な推進を図ることで、文化芸術で豊かな県民生活と活力のある社会の実現を目指す新たな文化芸術施策の方向性が定められています。



鴻巣市メインキャラクター ひなちゃん

第3章 基本理念・基本目標



第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

鴻巣市文化芸術振興基本条例第3条では、文化芸術振興の基本理念として「文化芸術の振興は、文化芸術活動ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。」とあります。

本計画の基本理念は、条例の基本理念を踏襲し、「市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらす」と定めます。そして、基本理念をもとに3つの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

2 基本目標

基本理念の実現を目指すための「基本目標」を次のとおり定めます。

【基本目標1 文化芸術活動の推進と充実】

文化芸術活動を主体的に発表できる機会の充実を目指すとともに、文化芸術を鑑賞し、体験する機会の充実を目指します。誰もが文化芸術活動を身近に感じ、心豊かに暮らせるまちづくりにつなげます。

【基本目標2 地域の文化芸術資源の保存と活用】

市内には、地域固有の伝統芸能や数多くの歴史的遺産が現在に受け継がれています。これらは、文化芸術活動の活発化のために欠かせない文化芸術資源です。これらを将来にわたって保存、活用し、次世代へと継承していくことを目指します。

【基本目標3 将来の文化芸術を担うこどもたちの育成】

次世代の文化芸術の担い手となるこどもたちに、多様な文化芸術に触れることができる場を提供し、想像力豊かなこどもたちを育成していくことを目指します。

3 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらす

文化芸術活動の
推進と充実

文化芸術を創出し、
及び発信する機会の充実

文化芸術を享受する
機会の充実

地域の文化芸術資源の
保存と活用

文化芸術の
保存及び継承

文化芸術の担い手の
育成及び交流の促進

将来の文化芸術を担う
こどもたちの育成

こどもたちが文化芸術に
触れる機会の創出

第4章 基本施策・具体的な取組



第4章 基本施策・具体的な取組

基本目標1 文化芸術活動の推進と充実

基本施策1 文化芸術を創出し、及び発信する機会の充実

市民一人ひとりが文化芸術の担い手となって、それぞれのニーズに応じた文化芸術活動に取り組むためには、誰もが等しく活動できる環境が必要です。

本市には、文化センターをはじめとする市内公立文化施設（以下、「文化施設」）があります。市民が身近に文化芸術に親しみ人と人をつなぐコミュニケーションの場としての役割が期待されています。誰もが気軽に文化芸術活動に参加できるよう、文化施設の環境整備に取り組みます。

また、市民は文化芸術の担い手として、多様な文化芸術活動に参加し、創造していくことが期待されています。

そして、互いの価値観を認め尊重し、文化芸術活動を楽しみながら担い手となることが重要です。文化芸術活動を行う人にとって、自ら創造し、やりがいや生きる原動力となるよう、活動成果を発表する機会を充実させます。

【現状と課題】

○本市の文化芸術活動の拠点として文化センターが設置されていますが、公民館、生涯学習センターをはじめとした文化施設が市内の各地域に整備され、その地域の特性を活かした文化芸術活動が展開されています。

○文化芸術活動に参加する人の固定化が懸念されています。こどもから大人まで、多くの市民一人ひとりが文化芸術に対する喜びを実感できる環境整備、イベントや文化芸術活動の情報提供が必要とされます。

【施策の展開】

○文化センターをはじめとする文化施設など、市民の文化芸術活動の拠点となる各施設を、適切な管理運営をするとともに、各施設の持つ機能や特性を十分に発揮できるよう、計画的な改修や設備の更新を検討します。

○商業施設等を利用した発表の場の提供を検討します。

○情報の発信として広報紙こうのすや市ホームページ等を充実させるとともに、SNS を使い、若い世代にも効果的に情報を発信していきます。

【主な取組】

○文化芸術活動拠点の充実

市民の文化芸術活動の拠点となっている施設は、建築年数を経ていることから適切な管理運営を図るため、改修や設備の更新が必要であり、長期的な計画を検討します。

- ・鴻巣市文化センター「クレアこうのす」、鴻巣市映画館「こうのすシネマ」を中心とする公民館、生涯学習センター（9館）、コミュニティセンター（3館）、鴻巣市市民活動センター、花と音楽の館かわさと「花久の里」、鴻巣市産業観光館「ひなの里」

○情報発信

各種イベントや団体等が行う活動など、積極的な情報発信に努めることで、情報の提供、周知を進めます。

- ・広報こうのす、市ホームページ、SNS を活用したイベント等の情報発信、生涯学習ガイド、サークルガイドの活用による活動団体に関する情報提供

○文化芸術活動を発表する機会の充実

現在、年間を通じて様々なイベントを開催しています。今後も文化芸術活動を発表する機会の創出と充実を図るため、関係者との連携を密に進めていきます。

- ・生涯学習フェスティバル、市民文化祭（芸能発表会、作品展、鴻響楽）、公民館まつり
- ・鴻巣市文化センター、鴻巣市市民活動センター等を活用した発表会や展覧会の開催、市内商業施設と連携したイベントの開催



鴻巣市文化センター「クレアこうのす」

CLEA (クレア) について

CULTURE (文化)

LIFE (生活・生涯・人生)

ENTERTAINMENT (娯楽・演芸)

ART (芸術)



鴻巣市映画館「こうのすシネマ」



「こうのすシネマ」シアター内



鴻巣市市民活動センター

基本施策2 文化芸術を享受する機会の充実

文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し享受することは、人々の生まれながらの権利である」と定めています。文化芸術を振興するにあたり年齢や障がいの有無などに関わらず市民の誰もが文化芸術に触れ合い親しむ機会が充実することが必要です。

また、文化芸術を創造するには、自主性が尊重されその活動を支援することが必要であり、新たな創造は、多様な文化芸術から生み出されます。

多様な文化芸術を受け入れることで心豊かな社会が形成されることから、市民一人ひとりが文化芸術をさらに身近に感じてもらえるよう、鑑賞する機会、体験する機会の充実を図ります。

【現状と課題】

- 市内の文化施設において、多様な文化芸術を企画し、触れる機会を設けていますが、時間に余裕がない方や鑑賞したい催し物がなかったという意見がありました。
- 障がいのある方や高齢者、子育て世代の方の中には、文化芸術の鑑賞・体験に際し、配慮を必要とする場合があります。
- さらに充実した文化芸術を享受できるよう、質の高い芸術文化の鑑賞の機会や発表の機会の提供が必要です。

【施策の展開】

- すべての市民が、文化芸術に親しむことができるよう、市民の意識やニーズを把握し、気軽に鑑賞できる事業を実施していきます。
- 障がいのある方や高齢者、子育て世代なども含め、あらゆる人に文化芸術を楽しむ機会を提供していきます。
- 文化芸術団体や文化施設等がそれぞれの専門性を生かし、相互に連携を図りながら、多様な文化芸術事業が展開されていくことを目指します。

【主な取組】

○鑑賞する機会の充実

市内では、文化センターによるコンサートや市所蔵の絵画展など、各種事業が行われておりますが、市民が文化芸術に触れることで、知的好奇心や感性を伸ばす機会の充実に努めます。

- ・市民文化祭、須田剋太展、文化センター主催による文化芸術振興事業、鴻巣市映画館による映画作品上映、花と音楽の館かわさとでのミニコンサート

○体験する機会の充実

興味、関心はあっても体験する機会が少なく、自主的な活動を始められない個人を支援するため、機会の充実を図ります。

- ・市民文化祭（秋の茶会、囲碁大会、作品展体験コーナー）、生涯学習フェスティバル、公民館まつり、サークル活動

○多様な文化芸術の提供

障がいや子育てなどにより、イベントなどに参加できない市民が気軽に参加できるよう検討します。

- ・気軽に参加できる多様な文化芸術の実施（イベントにおいての手話通訳・要約筆記・託児などの検討）



市民文化祭（鴻響楽）



市民文化祭（秋の茶会）



市民文化祭（作品展）



須田剋太展



生涯学習フェスティバル



公民館まつり



花久の里ミニコンサート



基本目標2 地域の文化芸術資源の保存と活用

基本施策3 文化芸術の保存及び継承

本市は、江戸時代からひな人形の製作がおこなわれ、「ひな人形のまち」として長い歴史を持ちます。また、戦後まもなく開始された花きの栽培は日本有数の規模を誇り、「花のまち」としても広く知られています。この二つは本市の特性を最もよく表すものといえます。

この他にも、本市には、約20,000年前の旧石器時代まで遡るとみられる長い歴史の中で生み出され、今日まで受け継がれてきた歴史的文化財や伝統芸能等が多数存在します。

これらは、文化芸術振興の推進を目指すうえで欠かすことのできない地域固有の文化資源です。その一つ一つを確実に保存し、継承することを目指します。



国指定重要文化財 埼玉県生出塚埴輪窯跡出土品



国指定重要無形民俗文化財 鴻巣の赤物

【現状と課題】

○本市では、国指定重要文化財、県指定文化財、市指定文化財、記念物として、計101件を指定しています。伝統芸能等の保存に関しては、国指定重要無形民俗文化財、埼玉県指定無形民俗文化財、鴻巣市無形民俗文化財として計8団体を指定し、保存と継承に取り組んでいます。

国指定重要文化財が出土した生出塚（おいねづか）遺跡をはじめ、埋蔵文化財包蔵地として110か所を登録し、国民共有の財産たる遺跡の保護に努めています。

未指定の文化財調査や保存管理については、市民からの申出等により現地調査を行い、滅失、散逸を防ぎ、収集を図っています。

○少子高齢化や後継者不足により、郷土芸能活動の先細りが懸念され、今後の保存継承活動を行う上で課題として認識されます。

遺跡が開発行為で破壊されるのを防ぎ、後世に残すため、必要箇所については試掘調査や現地立会を行い、保護に努めていますが、現在登録されている範囲以外においても未発見の遺跡を発見、保護することが必要です。

未指定の文化財に関して、地域における貴重性や希少性が過疎化や少子化などにより忘れ去られることで、適切な保護管理がなされないことが懸念されています。

【施策の展開】

○本市や市民のアイデンティティである貴重な文化資源、失われつつある郷土の歴史や民俗風習を保護し、後世に伝えていくために、情報収集、調査、公開を充実させていきます。

○市民に地域の文化資源の保護意識を啓発し、広く周知するため、多様な企画展示やイベントを開催し、情報発信を充実していきます。

【主な取組】

○伝統的な文化芸術の継承（製作技術、民俗芸能、祭礼、年中行事等）

「鴻巣の赤物」、「原馬室（はらまむろ）」や小谷（こや）、登戸（のぼりと）の獅子舞」、「広田鶯栖（ひろたさぎす）」神社の龍頭舞」、百万遍（ひゃくまんべん）や的祭（またいさい）など祭礼、年中行事などが行われ、継承されています。地域の貴重な伝統文化の保存や継承をさらに進めます。

- ・各種文化財指定、県実施調査への協力

○文化財の調査・適切な保存管理と活用

文化財収蔵庫を設置することで、市が管理する文化財の適切な保存と管理を行います。また、文化財調査の実施や未指定の文化財の情報収集、調査等を行います。

- ・鴻巣市文化財保護委員会の設置・開催、文化財収蔵庫の設置、文化財調査の実施、市民からの情報収集による未指定文化財の調査

○指定文化財保護・管理

指定文化財の適切な保護、管理が行われるよう、情報収集に努め、調査等を進める上で、文化財等の活用を検討します。また、謝礼金や維持管理のための修繕費などを交付、補助します。

- ・維持管理に対する謝礼金の交付、文化財保存事業費補助金、異動調査の実施

○埋蔵文化財包蔵地の適切な把握、および周知

開発等による埋蔵文化財の損壊を防ぐため、適切な把握に努め周知等に注力します。

- ・試掘・確認調査の実施、職員による巡回、埋蔵文化財包蔵地の周知・公開

○文化財・文化芸術関係機関との連携

国や県などの文化振興関係機関との連携を進め、情報収集や周知等を行うことで文化芸術振興を推進します。

- ・埼玉県文化財保護協会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、埼玉県芸術文化祭地域文化事業への参加

○文化財への保護啓発

市民に対する出前講座や講演会等に職員を派遣することで、文化財の認識と啓発を図ります。また、文化財展や古写真展などの企画展示を開催することで、文化財保護の啓発を推進します。

- ・出前講座の実施、講演会等へ講師職員派遣、文化財展、古写真展等企画展示の開催



原馬室（はらまむろ）の獅子舞



広田鷺栖（ひろたさぎす）神社龍頭舞



小谷（こや）ささら獅子舞



登戸（のぼりと）の獅子舞

基本施策4・5 文化芸術の担い手の育成及び交流の促進

長い歴史に育まれた本市の文化芸術は、生活や生業などを基に多種多様な活動が展開されています。

本市は現在に至る形成過程において、街道筋の町場と郊外部の農村という二面性を持つまちとして、文化芸術もそれぞれの地域に発展してきました。

しかし、生活様式や少子高齢化といった社会構造の変化、時代背景により文化芸術活動も変化し続けています。この多様性を尊重し合い、変化をチャンスと捉え、世代間、団体間の積極的な交流を働きかけ、文化芸術に触れる機会を増やし、さらに深めることによって、担い手の育成を図っていきます。

.....

【現状と課題】

○文化芸術の担い手となる個人や団体が自らの文化芸術を磨き、高めるため、様々な活動を行っています。

それぞれの活動の向上を図るとともに各種文化団体との交流に努め豊かな文化の創造を目的とするため、各団体を連合する社会教育関係団体が設置され、各個人や団体間の交流も生まれています。

また、各団体では次世代の担い手となるこどもたちを対象にした教室やクラブ活動を通じ、担い手の育成にも力を入れています。このほか、伝統芸能保存団体では、地域や他市町村で実施するイベント等に出演し、交流を図っています。

○生活様式や社会構造の変化により、文化芸術の担い手が減少しています。幼少期から文化芸術にふれあい、親しむことで創造性が豊かになります。文化芸術活動の裾野を広げ、担い手を増やすことが必要です。

.....

【施策の展開】

○文化芸術に触れ、発信する機会を充実させるため、イベント等の事業を開催していきます。

○文化芸術関係の連合団体を支援することにより、個々に活動している各団体や個人の相互交流を図り、多世代での文化芸術活動の活性化を促進していきます。

○市内で行われている文化芸術活動の担い手を発掘、育成するため、情報発信を進めています。

○本市の文化芸術コンテンツの魅力や知名度を向上し、価値を高めることによって発展させ、幼少期から文化芸術活動に親しむことにより、担い手の育成やさらなる交流の促進を支援し、推進していきます。

【主な取組】

○文化芸術の担い手となる個人が活躍できる機会の提供

日頃の成果を発表する機会や場所を設けることで、個人の活動を応援します。

- ・市民文化祭・生涯学習フェスティバル等の発表の場

○文化芸術の担い手となる個人、団体、教育機関、企業等への支援

これから文化芸術の担い手に、継続的な支援を行うことで育成に努めます。

- ・市民文化祭開催事業、文化振興事業費補助金、社会教育団体補助金、郷土芸能保存会補助金、郷土芸能発表会補助金

○世代間交流、団体交流の推進

世代や団体の交流を超えた仲間づくり、組織づくりの強化に努めます。

- ・市民文化祭での体験コーナーの設置、社会教育団体の設置、郷土芸能連絡会の開催

○地域の産業、観光等への活用

地域に根付いている産業や観光等は、鴻巣らしさを表す重要事項です。本市は人形と冠する地名に人形店を有し、そこでは、ひな人形や赤物などの製作工程の見学、製作体験などに触れる機会を設けています。関係団体との連携を図りつつ、地域伝統技術のさらなる周知に努めます。

- ・伝統技術を用いた玩具の製作・展示・販売、鴻巣市産業観光館等



鴻巣びっくりひな祭り

基本目標3 将来の文化芸術を担うこどもたちの育成

基本施策6 こどもたちが文化芸術に触れる機会の創出

こどもの頃の文化芸術との出会いが、感性を磨き、創造力や表現力等、生きていくために欠くことのできない力を養い、人間形成においても重要になります。そのため、次世代を担うこどもたちが様々な文化芸術を身近に感じ、触ることのできる取組を積極的に推進していきます。

現在、市内では、こどもの頃から文化・芸術や地域の伝統文化に触れることで、豊かな感性や創造性、地域への愛着を育んでいくことを目指し、こども向けの様々な事業を開催しています。文化芸術に関するアンケート調査でも、こどもを対象とした事業の拡大は大きな期待を集めています。これまでの実績や、こうした市民の期待を踏まえ、今後も、未来を担うこどもたちが楽しく文化芸術や地域の伝統文化に参加・学習できる機会を更に増やします。

【現状と課題】

○大人のライフスタイルの多様化に伴い、こどもたちを取り巻く環境も変化してきました。

現在、本市では小・中学校において1人1台学習用端末を使用しています。こどもたちはいわゆるデジタルネイティブ世代であり、様々な興味の入口がデジタルからというケースもあります。今後は従来の参集型の事業開催方法だけでなく、デジタルネイティブ世代を対象としたオンライン講座や講演会の開催、ハイブリッド方式による事業開催、オンラインに対応した環境の整備が求められます。

○市内の様々な文化財や伝統文化は、本市の誇るべき文化でもあります。一方で、それら市が誇る様々な魅力の周知が課題であり、特に新たな市民や未来を担うこどもたちにも知ってもらい、シティプロモーション、※シビックプライドや郷土愛にもつなげていくことが必要です。

※シビックプライド…「地域への誇りと愛着」を示す言葉

【施策の展開】

○こどもたちの知的好奇心や感性を伸ばす取組として、身近な場所（公民館、コミュニティセンター等）で文化芸術を鑑賞や体験できる機会を増やしていきます。

○こどもたちが新たな文化芸術の担い手となるよう、学校等に芸術家が出向いて実演や指導を行うアウトリーチ事業の活用を推進していきます。

○オンラインに対応した事業を展開していくように、環境の整備について検討していきます。

○地域の協力を得ながら、古くから伝わる郷土芸能や、今に残る文化財・歴史資料等とともに、学校での体験学習や鑑賞学習の機会の充実を図り、郷土愛の醸成につなげていきます。

.....

【主な取組】

○学校等との連携を通じた文化芸術教育の拡充

プロの演奏家が学校等を訪問し、実演や指導等をこどもたちに直接行うことで、文化芸術を身近に感じる機会を設け、知的好奇心や感性を伸ばす活動を進めます。

- ・市内小・中学校を巡回する「アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾ団員による弦楽四重奏出張コンサート」や「文化芸術による子供育成推進事業（芸術家派遣事業）」の活用

○気軽に文化芸術を発表、鑑賞、体験できる機会の充実

市民が日頃より取り組んでいる活動の成果を発表できる場所の提供や鑑賞、体験できる機会を充実させます。

- ・市民文化祭、公民館まつり、生涯学習フェスティバル、職員出前講座など

○地域の伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代とが共に活動する場の提供

各地域で行われている様々な伝統文化を後世に伝えるため、次世代の育成を図る支援等を検討します。

- ・郷土芸能まつり、地域のお祭りへのお囃子クラブなどの参加

○こどもから高齢者、障がい者、外国籍の方も参加できる多様な文化芸術事業の実施

文化芸術は、世代や障がい、人種、国籍などに関係なく、楽しむことができることからも、多様な文化や価値観を持った、文化芸術事業の実施を進めます。

- ・図書館によるバリアフリー映画会、寄席の開催、花久の里での演奏会開催、各種教室
- ・講座の開催（和楽器、郷土料理、七夕馬作りなど）

○趣味や興味の抽出

人の趣味や興味が多様化し、複雑化する世の中にあって、流行や趣味、嗜好などを捉え、把握するためのアンケートなどを実施します。

- ・各施設における利用者アンケート、事業アンケートによるニーズの把握

○学校、家庭、地域社会との連携

小・中学校で実施される文化芸術に関する事業に対し、経済的な負担を軽減させることや活発化を図るために文化センター利用料の減免を行います。

また、市が保有する文化財、資料等の貸出や職員出前講座を活発化させることで、地域との連携を深め、文化芸術のまちづくりを目指します。

- ・小・中学校（音楽会、合唱コンクール、弁論大会など）による文化センター利用の際の利用料の減免
- ・シティプロモーションやまちづくり、学校等と連携した文化財の活用、民間企業等への文化財・歴史資料の貸出、職員出前講座の実施



市内小中学校を巡回し実施している弦楽四重奏出張コンサート



5年に1度開催している郷土芸能まつり

第5章 計画の推進



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、「鴻巣市文化芸術振興基本条例」の趣旨に基づき、「市」、「市民」、「団体等」がそれぞれの責務、役割を果たしていくことが必要です。

市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進する立場として、施策立案→財政措置→実行→施策検証というサイクルの継続、活動の拠点となる文化施設の適切な維持管理、文化芸術に関する広報活動、国及び他の地方公共団体との連携等に取り組んでいきます。

市民は、文化芸術の担い手として、多様な文化芸術活動を主体的に行っていくことが求められます。そして、一人ひとりが互いの活動を認め合い、尊重し合い交流を深めていくことによって、地域社会全体の活発化を目指します。

団体等（市内で活動する企業、教育機関、市民団体等）は、新たに活動を始めようとする個人にとって、最も身近な受皿となり得る存在です。地域社会の一員として、各団体の活動に関する情報や技能を確実に継承し、発展させ、持続可能な活動として守り育てていく役割が期待されます。



2 SDGs の取組

計画の推進にあたっては、SDGs を踏まえながら取り組み、持続可能なまちづくりを進めています。

本計画に掲げる3つの目標とSDGsの4つの目標はいずれも密接な関係にあると考えており、その理念を踏まえながら各施策の展開を推進していきます。



文化芸術の推進と充実

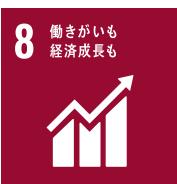


地域の文化芸術資源の
保存と活用



将来の文化芸術を担う
こどもたちの育成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。社会・経済・環境と人との営みですべてに関わる「17 の目標」が設定されています。

17 の目標の下には、目標を達成させるための具体的な項目である 169 のターゲットが設定されています。

3 計画全体の成果指標

本計画の進捗状況を点検、評価するため、達成を目指す目標値を次のとおり設定します。

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
文化・芸術に親しんでいる市民の割合	61.4%	62.9%
市内の指定文化財を知っている市民の割合	60.8%	72.0%

※本市の最上位計画である「第6次鴻巣市総合振興計画」のうち、「施策1-4 市民文化・生涯学習の充実」の「施策を実現する手段」2及び3を引用しています。

また、本計画を実行性のあるものとするために、定期的に計画の進捗状況を確認し、評価と改善を行います。



資料編



1 指定文化財種別数

令和6年4月1日現在

種別	種類	指定文化財			合計
		国	県	市	
有形文化財	建造物			4	4
	絵画		1	6	7
	彫刻		1	8	9
	工芸品			5	5
	書跡・典籍・古文書		1	9	10
	考古資料	1		15	16
	歴史資料			9	9
民俗文化財	有形民俗文化財			8	8
	無形民俗文化財	1	1	6	8
記念物	史跡		4	15	19
	天然記念物			3	3
	旧跡		3		3
計		2	11	88	101

2 国・県・市指定文化財一覧

令和6年4月1日現在

[1] 国指定文化財

No.	種別	名称	所在地(所有)	指定年月日
1	重要文化財・考古資料	埼玉県生出塚埴輪窯跡出土品	中央(鴻巣市教育委員会)	H17.6.9
2	重要無形民俗文化財	鴻巣の赤物製作技術	本町(鴻巣の赤物保存会)	H23.3.9

[2] 埼玉県指定文化財

No.	種別	名称	所在地(所有)	指定年月日
1	(記)史跡	伊奈忠次墓	本町(勝願寺)	T11.3.29
2	(記)史跡	一里塚	小松	S 2.3.31
3	(記)史跡	馬室埴輪窯跡	原馬室	S 9.3.31
4	(記)史跡	伝源経基館跡	大間	S16.3.31
5	(有)書跡典籍古文書	武藏志及び贍民録版木	埼玉県立歴史と民俗の博物館	S30.11.1

6	旧跡	伝箕田館跡	箕田（氷川八幡神社）	S36. 9. 1
7	旧跡	福島東雄墓	本町（勝願寺）	S36. 9. 1
8	旧跡	横田柳几臺	本町（勝願寺）	S36. 9. 1
9	無形民俗文化財	原馬室の獅子舞	原馬室（原馬室獅子舞棒術保存会）	S54. 3.27
10	(有) 絵画	絹本着色阿弥陀廿五菩薩来迎図	本町（勝願寺）	S63. 2.26
11	(有) 彫刻	木造安達藤九郎盛長坐像	糠田（放光寺）	H 1. 3.17

[3] 鴻巣市指定文化財

No.	種別	名称	所在地（所有）	指定年月日
1	(有) 工芸品	軍扇・鞍・刀掛・葵紋散時繪箱・ 葵紋時繪盒・葵紋漆平箱・ 葵紋漆箱	鴻巣	S34. 9.11
2	(有) 古文書等	香具拾三組御免定議定書 商人講中連名帳及び焼印	本宮町（鴻神社）	S34. 9.11
3	(有) 書跡	後陽成天皇御宸筆 附 一秉院尊政添状	本町（勝願寺）	S34. 9.11
4	(有) 古文書	朱印状 11通	本町（勝願寺）	S34. 9.11
5	(有) 考古資料	元徳三年宝篋印塔	安養寺（安龍寺）	S34. 9.11
6	(民) 民俗資料	庚申塔	西中曾根	S34. 9.11
7	(有) 歴史資料	享保六年鷹番高札	埼玉県立歴史と民俗の博物館	S34. 9.11
8	(有) 古文書	雛人形師仲間訴訟文書	関新田（鴻巣市教育委員会）	S36. 7.11
9	(有) 歴史資料	箕田碑	箕田（氷川八幡神社）	S36. 7.11
10	(民) 民俗資料	法要寺の庚申塔	本町（法要寺）	S37. 8.16
11	(民) 民俗資料	吉見道みちしるべ	人形	S37. 8.16
12	(有) 考古資料	道永の板碑 2基	箕田（宝持寺）	S37. 8.16
13	(有) 工芸品	常勝寺密教法具	滝馬室（常勝寺）	S37. 8.16
14	(記) 天然記念物	三ツ木神社の大櫻	三ツ木（三ツ木神社）	S37. 8.16
15	(有) 歴史資料	蘭渓堂碑	加美（池元院）	S40. 6.14

16	(有)考古資料	じんぶつはにわとうぶ 人物埴輪頭部	中央(鴻巣市教育委員会)	S45.3.10
17	(有)考古資料	みだ ごうふんしゅつどいぶつ 箕田9号墳出土遺物	中央(鴻巣市教育委員会)	S45.3.10
18	(有)考古資料	まむろしうががこうこううちないしゅつどいぶつ 馬室小学校校地内出土遺物	中央(鴻巣市教育委員会)	S45.3.10
19	(記)史跡	みだこふんぐん みだ ごうふん 箕田古墳群(箕田2号墳)	箕田(氷川八幡神社)	S45.3.10
20	(記)史跡	みだこふんぐん みだ ごうふん 箕田古墳群(箕田4号墳)	箕田	S45.3.10
21	(記)史跡	みだこふんぐん みだ ごうふん 箕田古墳群(箕田5号墳)	箕田	S45.3.10
22	(記)史跡	みだこふんぐん みだ ごうふん 箕田古墳群(箕田6号墳)	箕田	S45.3.10
23	(記)史跡	みだこふんぐん みだ ごうふん 箕田古墳群(箕田7号墳)	箕田	S45.3.10
24	(記)史跡	みだこふんぐん みだ ごうふん 箕田古墳群(箕田8号墳)	箕田	S45.3.10
25	(記)史跡	みだこふんぐん みだ ごうふん 箕田古墳群(箕田9号墳)	宮前(氷川八幡神社)	S45.3.10
26	(民)民俗資料	べんざいてんそぞう 弁財天塑像	安養寺	S45.3.10
27	(有)考古資料	こうあんにねんろくじぞういたび 康安二年六地蔵板碑	登戸(勝願寺)	S45.3.10
28	(有)書跡	だいうんぶんりゅうしょ 大雲文龍書	安養寺(安龍寺)	S45.3.10
29	無形民俗文化財	たきまむろまといさい 滝馬室的祭	滝馬室(氷川神社)	S45.3.10
30	(記)史跡	まつむらこううはか 松村笠雨墓	上谷(観音堂)	S45.3.10
31	(有)絵画	みつぎじんじや さんがく えま 三ツ木神社の算額(絵馬)	三ツ木(三ツ木神社)	S51.3.1
32	(有)絵画	やくしどう さんがく えま 薬師堂の算額(絵馬)	上谷(薬師堂)	S51.3.1
33	(有)絵画	はちまんじんじや さんがく えま 八幡神社の算額(絵馬)	安養寺(八幡神社)	S51.3.1
34	(民)民俗資料	みきわくひとくみ 神酒榊一組	中央(鴻巣市教育委員会)	H3.4.1
35	(民)民俗資料	だしにんぎょういっつい 山車人形一対	雷電(雷電町町内会)	H4.10.1
36	(有)建造物	ひかわじんじやほんでん う 氷川神社本殿1宇	糠田(氷川神社)	H5.10.1
37	(有)古文書	じゅいんじょう つう 朱印状11通	箕田(龍昌寺)	H6.3.1
38	(有)絵画	けんぽんちゃくしょくりょうかいまんだら 絹本着色両界曼荼羅	箕田(龍昌寺)	H8.3.28
39	(有)考古資料	ぬかたしゅつどあつみつぼ てん 糠田出土渥美壺1点	糠田(放光寺)	H11.3.24
40	(有)書跡	かとうまさのすけしょ ふく 加藤政之助書4幅	中央(鴻巣市教育委員会)	H14.5.23

41	無形民俗文化財	こうのす き や まといふ はしごの 鴻巣の木遣り・纏振り・梯子乗り	本町（鴻巣地区鳶職組合）	H17. 7.27
42	(有)考古資料	にんじさんねんそうしきいたび 仁治三年双式板碑	小谷（金乗寺）	S34. 1.16
43	(有)考古資料	まえずな いたびぐん 前砂の板碑群	前砂（龍昌寺）	S34. 1.16
44	(有)考古資料	けんちょうごねんいたび 建長五年板碑	明用	S34. 1.16
45	(有)考古資料	ほうじにねんいたび 宝治二年板碑	鎌塚（宝蔵院）	S34. 1.16
46	(記)史跡	あたごやまこふん 愛宕山古墳	下忍（愛宕神社）	S34. 1.16
47	(記)史跡	みしまじんじやこふん 三島神社古墳	明用（三島神社）	S34. 1.16
48	(記)史跡	こやじょうあと 小谷城跡	小谷	S34. 1.16
49	(有)彫刻	ふどうそんぞう 不動尊像	北新宿（永勝寺）	S34. 1.16
50	(有)彫刻	でんかのうひめきぞう 伝加納姫木像	鎌塚（宝蔵院）	S34. 1.16
51	(有)彫刻	やくしきんぞんぞう 薬師三尊像	鎌塚（宝積院）	S34. 1.16
52	(有)古文書	いなただつぐこくいんじょう 伊奈忠次黒印状	北新宿（永勝寺）	S34. 1.16
53	(有)絵画	おおあしひかわじんじや さんがく 大芦氷川神社の算額	大芦（大芦氷川神社）	S34. 1.16
54	(記)史跡	にゅうじょうづか 入定塚	北新宿（永勝寺）	S34. 1.16
55	(有)考古資料	せんたいぶつ 千体仏	関新田（鴻巣市教育委員会）	S34. 1.16
56	無形民俗文化財	おおあし ししまい 大芦ささら獅子舞	大芦（大芦ささら獅子舞保存会）	S38. 4. 1
57	無形民俗文化財	こや ししまい 小谷ささら獅子舞	小谷（小谷文化財保存会）	S40.11.17
58	(民)民俗資料	かんのんじ こうしんとうぐん 観音寺の庚申塔群	明用（観音寺）	S40.11.17
59	(有)考古資料	かていにねんいたび 嘉禎二年板碑	大芦（龍光寺）	S46. 9. 1
60	(有)歴史資料	こうさつ まい 高札 12枚	前砂	S47. 4.27
61	(有)歴史資料	おしりょうかいせきひょう 忍領界石標	前砂	S47. 4.27
62	(民)民俗資料	こんぱちじぞう ものがたり 権八地蔵とその物語	荊原	H 3. 8.21
63	(有)歴史資料	たましばたんざく はいかいとしょ 玉芝短冊と俳諧図書	関新田（鴻巣市教育委員会）	H 3. 8.21
64	(記)史跡	いしだつみ 石田堤	袋（鴻巣市）	H 5. 5.17

65	(有)歴史資料	たかさきせんかいぎょうとうしょ 高崎線開業当初のレール	関新田(鴻巣市教育委員会)	H17.8.26
66	無形民俗文化財	ひろたのささら 広田のささら	広田(広田鷺栖神社龍頭舞保存会)	S50.12.19
67	(有)工芸品	うんじょうじ ぼんおんぐ ぼんじょう うんばん 雲祥寺の梵音具(梵鐘・雲版)	上会下(雲祥寺)	S51.9.20
68	(記)天然記念物	あら いけ おおえのき 新井家の大欅	広田	S51.9.20
69	(有)彫刻	しんぶくじ ふどうみょうおう 真福寺の不動明王	屈巣(真福寺)	S53.3.9
70	(有)歴史資料	おしりょうかいせきひょう 忍領界石標	屈巣(屈巣久伊豆神社)	S53.3.9
71	(有)歴史資料	ちょうしょうじ だいはんにやきょう 長松寺の大般若経	関新田(長松寺)	S53.3.9
72	(有)工芸品	しんぶくじ ごまだんりょうわきづくえ らいばん 真福寺の護摩檀両脇机と礼盤	屈巣(真福寺)	S53.3.9
73	(記)天然記念物	せいほうじ 清法寺のまき	北根(清法寺)	S53.3.9
74	(有)考古資料	ふねづか こせん かめ 舟塚の古錢と甕	関新田(鴻巣市教育委員会)	H7.3.23
75	(記)史跡	きさいじょうしうおだし はか 騎西城主小田氏の墓	上会下(雲祥寺)	H7.3.23
76	(有)考古資料	えんつうじ せきとう いたび ほうきよいんとう 円通寺の石塔(板碑と宝篋印塔)	屈巣(円通寺)	H7.2.23
77	(有)彫刻	えんつうじ さんじゅうさんかんのん 円通寺の三十三観音	屈巣(円通寺)	H7.3.23
78	(有)建造物	えんつうじ かんのんどう 円通寺の観音堂	屈巣(円通寺)	H13.3.28
79	(有)彫刻	えんつうじかんのんどう 円通寺観音堂の もくぞうばとうかんぜおんばさつざぞう 木造馬頭観世音菩薩坐像	屈巣(円通寺)	H13.3.28
80	(有)工芸品	えんつうじかんのんどう もくぞうしんめ 円通寺観音堂の木造神馬	屈巣(円通寺)	H13.3.28
81	(有)絵画	あらいなりじんじや さんがく 新井稻荷神社の算額	新井(新井稻荷社)	H13.3.28
82	(有)彫刻	さいふくじ こまいぬ 西福寺の狛犬	袋(西福寺)	H26.11.13
83	(有)彫刻	どうぞうせいしばつづこう 銅造勢至菩薩立像	中央(鴻巣市教育委員会)	H28.11.16
84	無形民俗文化財	のぼりと ししまい 登戸の獅子舞	登戸(登戸獅子舞保存会)	R3.4.15
85	(記)史跡	あんようじあたごじんじやこふん 安養寺愛宕神社古墳	安養寺	R3.4.15
86	(有)建造物	ひえじんじやほんでん 日枝神社本殿	小谷(日枝神社)	R4.2.17
87	(有)典籍	だいぞういちらんしゅう するがばん 大藏一覧集(駿河版)	本町(勝願寺)	R5.10.10
88	(有)建造物	えんつうじかんのんどうくうでん 圓通寺観音堂宮殿	屈巣(圓通寺)	R5.10.10

※(有)有形文化財 (無)無形文化財 (民)民俗文化財(有形・無形) (記)記念物(史跡・名勝・天然記念物)

3 鴻巣市埋蔵文化財包蔵地一覧

令和6年4月1日現在

No.	遺跡名	時代	種別
1	九右衛門遺跡	縄文、弥生、古墳、鎌倉～戦国	集落、古墳、館跡
2	富士山遺跡	縄文、古墳、鎌倉・室町	集落、館跡
3	富士山南遺跡	縄文、鎌倉～戦国	集落
4	宮前本田北遺跡	縄文、古墳	集落
5	箕田2号墳	古墳	古墳
6	箕田3号墳	古墳	古墳
7	箕田4号墳	古墳	古墳
8	箕田8号墳	古墳	古墳
9	箕田7号墳	古墳	古墳
10	箕田9号墳(宮登古墳)	古墳	古墳
11	宮前本田遺跡	縄文、弥生、古墳、奈良、鎌倉～江戸	集落、館跡
12	宮前遺跡	先土器、縄文、奈良・平安	集落
13	登戸新田北遺跡	縄文、奈良・平安、鎌倉～戦国	集落
14	登戸新田遺跡	縄文、弥生	集落、墓
15	登戸本村遺跡	縄文、古墳	集落
16	根際遺跡	縄文	集落
17	城山遺跡	先土器、縄文	集落
18	伝源経基館跡	平安、鎌倉～戦国	館跡
19	大間原遺跡	縄文、古墳	集落
20	上閭西遺跡	縄文、古墳	集落
21	上閭東遺跡	縄文	集落
22	中閭遺跡	古墳	集落
23	北塚古墳	古墳	古墳

24	びしゃもんやま 毘沙門山古墳	古墳	古墳
25	しもさと ごうふん まむろ ごうふん 下闇 1号墳 (馬室 3号墳)	古墳	古墳
26	せんげんづか まむろ ごうふん 浅間塚古墳 (馬室 2号墳)	古墳	古墳
27	しょうぐんづか まむろ ごうふん 將軍塚古墳 (馬室 1号墳)	古墳	古墳
28	まむろしうこうでいいない 馬室小校庭内遺跡	縄文、古墳、鎌倉～戦国	集落
29	やつ 谷津遺跡	縄文	集落
30	うしろきた 後北遺跡	縄文	集落
31	うしろ 後遺跡	縄文	集落
32	こんげんきた 権現北遺跡	縄文	集落
33	うしろみなみ 後南遺跡	縄文、奈良・平安	集落
34	こんげん 権現遺跡	縄文	集落
35	あたごまえ 愛宕前遺跡	縄文	集落
36	あかだい 赤台遺跡	先土器、縄文、古墳、平安、鎌倉～戦国	集落、館跡
37	まむろはにわかまとぐん 馬室埴輪窯跡群	古墳	窯跡
38	あたごづか 愛宕塚古墳	古墳	古墳
39	しもさと 下闇遺跡	縄文、古墳、鎌倉～戦国	集落、古墳
40	みょうらくじきた 妙楽寺北遺跡	縄文	集落
41	みずしも 水下遺跡	古墳	集落
42	しんやしき 新屋敷遺跡	先土器、縄文、古墳、鎌倉～江戸	集落、古墳、館跡
43	おいねづか 生出塚遺跡	先土器、縄文、古墳、鎌倉～江戸	集落、古墳、窯跡
44	おいねづか 生出塚遺跡	先土器、縄文、古墳、鎌倉～江戸	集落
45	かさはら 笠原古墳群	古墳	古墳
46	いなただつぐはか 伊奈忠次墓	江戸	墓
47	いちりづか 一里塚	江戸	一里塚

48	おおまはらにし 大間原西遺跡	縄文	集落
49	まるいけ 丸池遺跡	鎌倉	集落
50	なかい 中井遺跡	奈良・平安	集落
51	べつたらづか 塚古墳	古墳	古墳
52	いなりちょう 稻荷町遺跡	縄文、古墳、奈良・平安	集落、古墳
53	みだ こうふん いなりづか 箕田 1号墳 (稻荷塚古墳)	古墳	古墳
54	まえどおり 前通遺跡	奈良・平安	集落
55	にほんぎ 二本木遺跡	縄文、奈良・平安	集落
56	しんめい 神明遺跡	奈良・平安	集落
57	みやじ ちょうめ 宮地 3丁目遺跡	縄文、弥生、奈良・平安、江戸	集落、館跡
58	みやじ 宮地古墳	古墳	古墳
59	しんやしききた 新屋敷北遺跡	縄文、古墳	集落
60	てんじん 天神遺跡	縄文	集落
61	あんようじ 安養寺古墳群	古墳	古墳
62	あんようじあたごじんじや 安養寺愛宕神社古墳	古墳	古墳
63	あんようじみなみ 安養寺南古墳	古墳	古墳
64	はちまんじんじや 八幡神社古墳	古墳	古墳
65	とざき 戸崎遺跡	縄文、古墳	集落、古墳
66	みだ こうふん せんげんじんじや 箕田 5号墳 (浅間神社古墳)	古墳	古墳
67	みだ こうふん 箕田 6号墳	古墳	古墳
68	あみだどう 阿弥陀堂遺跡	先土器、縄文、古墳	集落、古墳
69	なかぐみ 中組遺跡	縄文	集落
70	しもさと こうふん 下閣 2号墳	古墳	古墳
71	なかさんや 中三谷遺跡	先土器、縄文、古墳、平安、鎌倉～戦国	集落、古墳

72	ほんでんにのわり 本田二ノ割遺跡	古墳	集落
73	ぬかた ほんでんいちのわり 糠田古墳群 (本田一ノ割遺跡)	古墳	古墳
74	さかえちょう 栄町遺跡	縄文	集落
75	ほんむら 本村遺跡	縄文	集落
76	こうのすてんあと 鴻巣御殿跡	江戸	館跡
77	みしまじんじや 三島神社古墳	縄文、古墳	散布地、古墳
78	ふくろ 袋遺跡	縄文、古墳	集落
79	ふくろ だい 袋・台遺跡	弥生、古墳	周溝墓、古墳
80	あたこじんじや 愛宕神社古墳	古墳	古墳
81	まえすな 前砂遺跡	古墳	集落
82	ほうようじ 宝養寺古墳	古墳	古墳
83	こやじょう 小谷城	戦国	城跡
84	ふきあげ ごう 吹上 1号遺跡	縄文、古墳、平安	集落
85	しもおし わかい 下忍・向遺跡	古墳、奈良・平安	集落
86	いしだつみ 石田堤遺跡	戦国	堤
87	みょうよう いちのこうちえー 明用・一ノ耕地A遺跡	奈良・平安	散布地
88	みょうよう いちのこうちびー 明用・一ノ耕地B遺跡	奈良・平安	散布地
89	まえすな みやわき 前砂・宮脇遺跡	奈良・平安	集落
90	ずどの 頭殿遺跡	奈良・平安	散布地
91	こや さんのかうちえー 小谷・三耕地A遺跡	奈良・平安	散布地
92	こや さんのかうちびー 小谷・三耕地B遺跡	奈良・平安	散布地
93	こや にのかうちえー 小谷・武耕地A遺跡	奈良・平安	散布地
94	こや にのかうちびー 小谷・武耕地B遺跡	奈良・平安	散布地
95	もんめ 本目遺跡	縄文、古墳	散布地

96	あかぎ 赤城遺跡	縄文	集落
97	こうあんじ 光安寺遺跡	縄文、古墳、奈良・平安	集落
98	ばんば 番場遺跡	縄文、奈良・平安	集落
99	かき 柿の木遺跡	縄文	集落
100	せきしんでんえー 関新田A遺跡	古墳	集落
101	せきしんでんびー 関新田B遺跡	奈良・平安	集落
102	せきしんでん　なかぐみ 関新田・中組遺跡	古墳	集落
103	あらい　しもぐみ 新井・下組遺跡	奈良・平安	集落
104	あらいえー 新井A遺跡	奈良・平安	集落
105	あらいびー 新井B遺跡	奈良・平安	集落
106	かみえげ　うちごう 上会下・内郷遺跡	奈良・平安	集落
107	かみえげ　しんでん 上会下・新田遺跡	奈良・平安	集落
108	ふなづか 舟塚古墳	古墳	古墳
109	ひろしま 広島遺跡	縄文、鎌倉～室町	散布地
110	へいえもん 平右衛門遺跡	奈良・平安	集落

4 文化芸術に関するアンケート調査

実施概要

(1) 目的

文化芸術の振興に係る施策を推進するため、「鴻巣市文化芸術振興基本計画」を今後策定するにあたり、活動の現状と市民ニーズを把握することを目的として、アンケート調査を実施

(2) 対象

- ①市内公民館、生涯学習センター、市民センター、文化センター等14施設の施設利用者・利用団体
- ②貸館施設の利用者・利用団体以外の来館者

(3) 項目数

8項目

(4) 実施時期

令和6年3月1日（金）～令和6年3月31日（日）

(5) 方法

- ①アンケート用紙を施設利用時に配布し、施設利用終了時に回答提出を依頼
- ②鴻巣市電子申請・届出サービスによる方法
市ホームページの「文化芸術に関するアンケート調査について」のページに掲載されたURLのリンク、もしくは市内公共施設に掲示したポスターに表示されたQRコードをスマホで読み込み、鴻巣市電子申請届出サービスの回答画面にて回答を入力する。

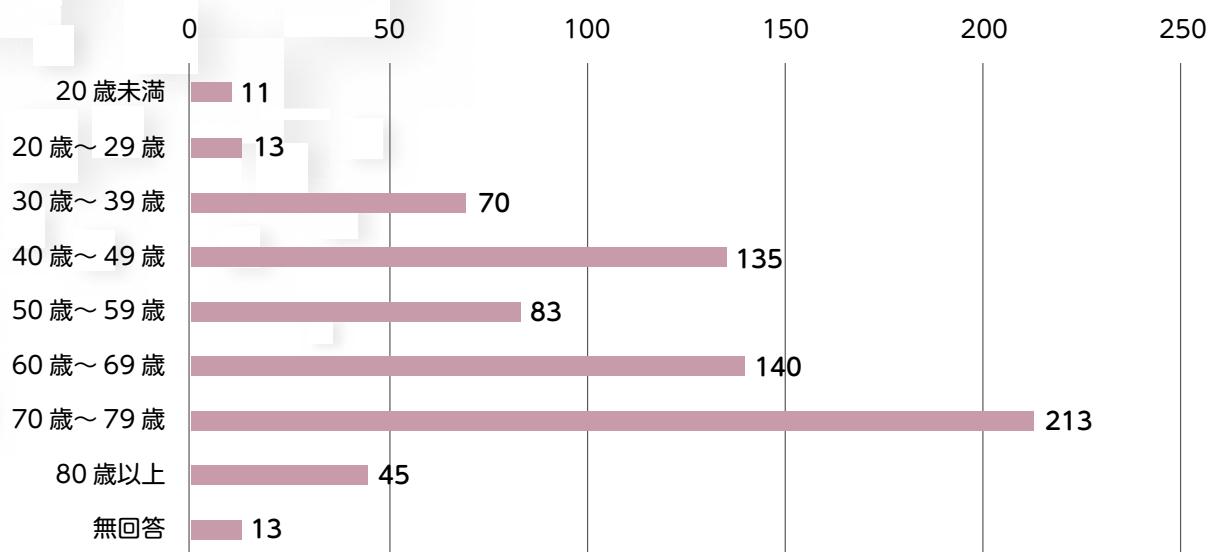
(6) 有効回答者数

723件

(7) アンケート結果報告（要約）

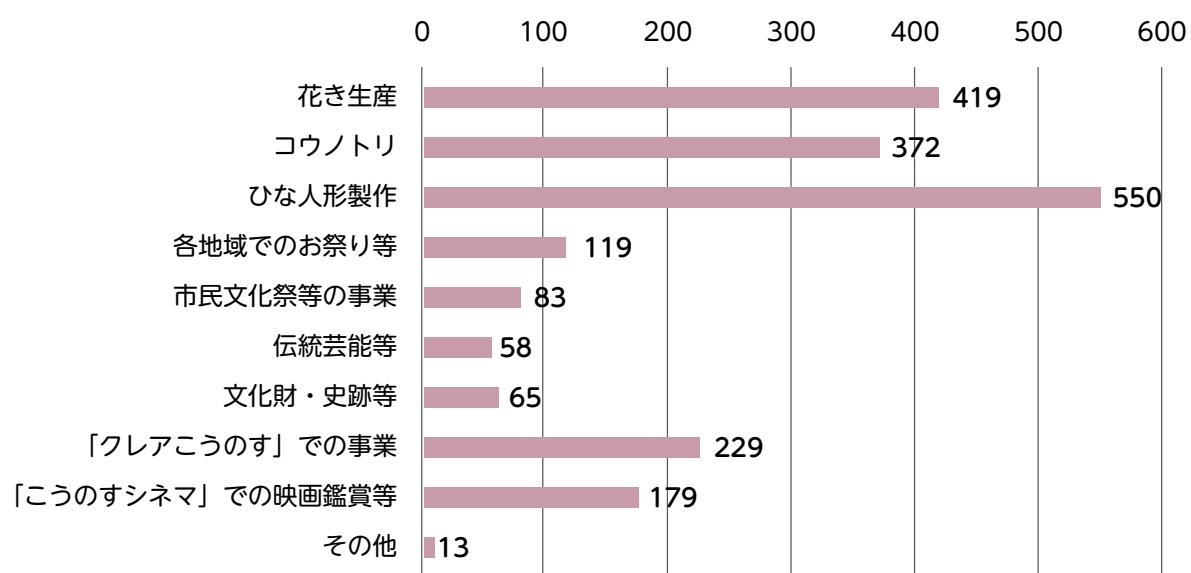
本アンケートは、文化芸術振興基本計画の策定にあたり、気軽に回答いただけるよう8項目に内容を絞ったうえで、市内14公共施設の利用者を対象に実施しました。70歳～79歳の回答数が最も多くなっていますが、幅広い層からもアンケートの回答を得ることができました。結果は以下のとおりです。

問1 回答者の年齢分布（人数）



次に、回答者が「鴻巣市の地域文化」についてどのようなイメージを持っているかについては以下の結果となりました。（複数回答可）

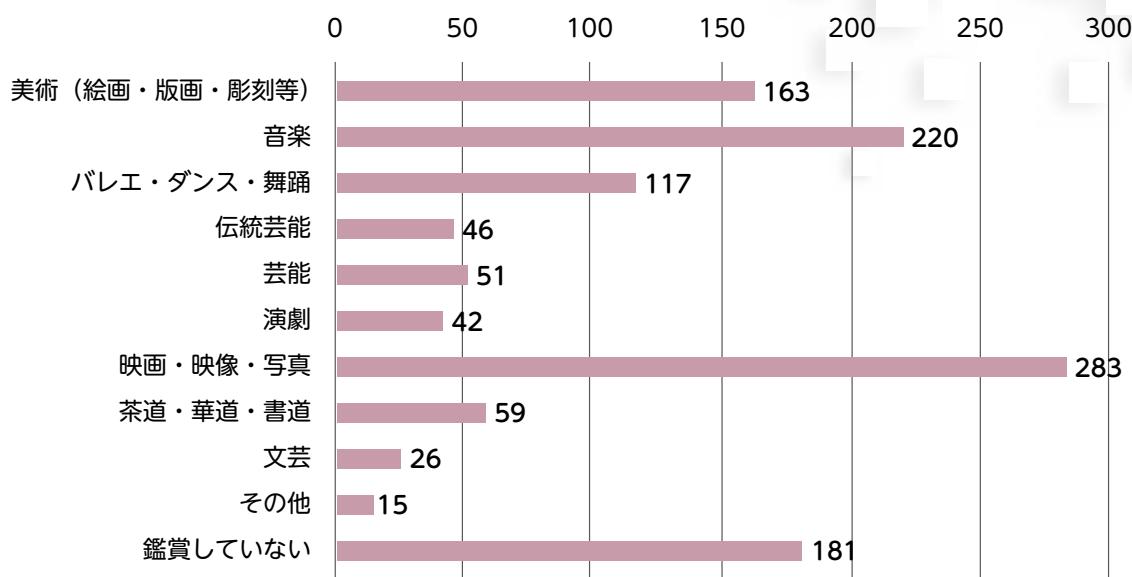
問2 「鴻巣市の地域文化」について持つイメージ（回答数）



「ひな人形製作」のイメージが一番高くなっています、次に「花き生産」、「コウノトリ」となっています。「花と人形のまち」のイメージが強く、また、近年精力的に取り組んでいる「コウノトリの里づくり」への関心が高いことがアンケートの結果から読み取れます。また、そのほかの意見では、花火と回答する方が多くいました。

次に、回答者がこの1年間に記載の演目等に関する公演や展示会等を鑑賞したか質問し、以下の結果となりました。(複数回答可)

問3 この1年間に下記演目等に関する公演や展示会等を鑑賞したか (回答数)

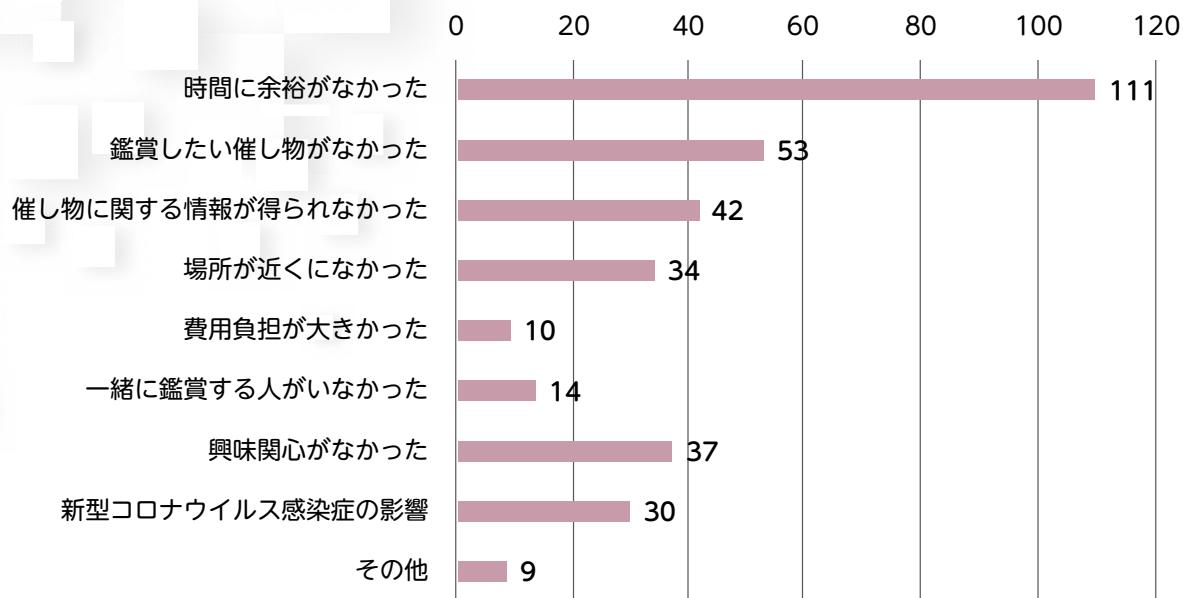


「映画・映像・写真」に関する回答が最も多く次に「音楽」、「美術（絵画・版画・彫刻等）」となっています。こうのすシネマでの映画鑑賞、クレアこうのすでのコンサートなどの参加が伺えます。その他では陶芸や盆栽・和太鼓、お祭りへの参加などの回答がありました。

多くの市民が文化芸術鑑賞を行っていることが伺える回答が得られた一方で、鑑賞していないという回答も多くありました。

次の設問では鑑賞していないと回答した方を対象にして鑑賞しなかった理由を問いました。結果は以下のとおりとなります。

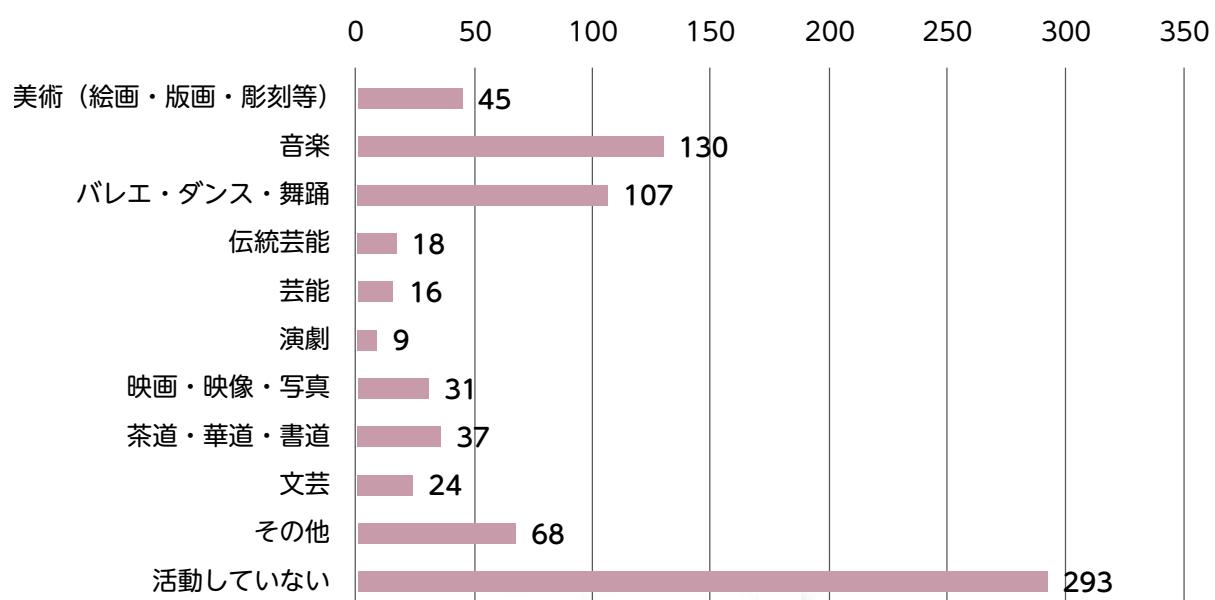
問3－2 鑑賞しなかった理由（回答数）



最も多かった回答が「時間に余裕がなかった」でした。次いで「鑑賞したい催し物がなかった」「催し物に関する情報が得られなかった」「興味関心がなかった」と続きます。イベント等の情報発信方法の工夫、少しでも関心を持ってもらえるような魅力的な催し物の開催が必要と考えられます。

次に回答者が文化芸術に関する活動を行っているか、については以下の結果となりました。（複数回答可）

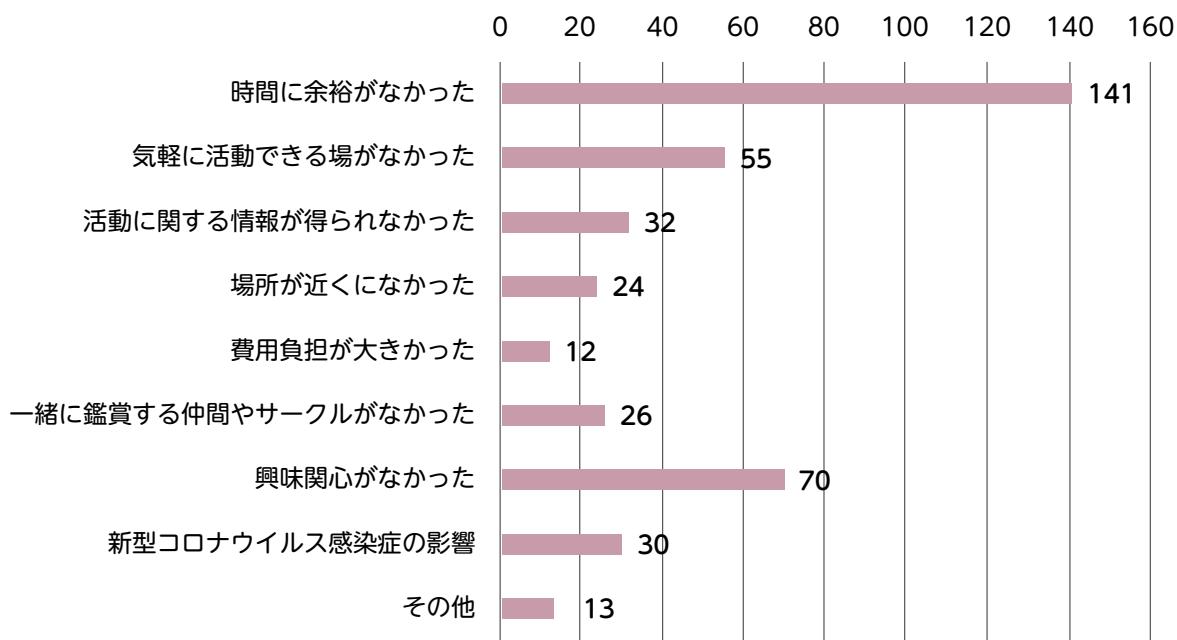
問4 1年間に下記の演目等に関して、自ら活動したものがあるか（回答数）



活動していないと回答した方が最も多くなっていますが、その次に「音楽」「バレエ・ダンス・舞踊」の回答数が多くなっています。自ら活動する方を増やすには活動をはじめる契機となるような働きかけ、取組が必要になると考えられます。

次の設問では活動していないと回答した方を対象にして活動しなかった理由を問いました。結果は以下のとおりとなります。(複数回答可)

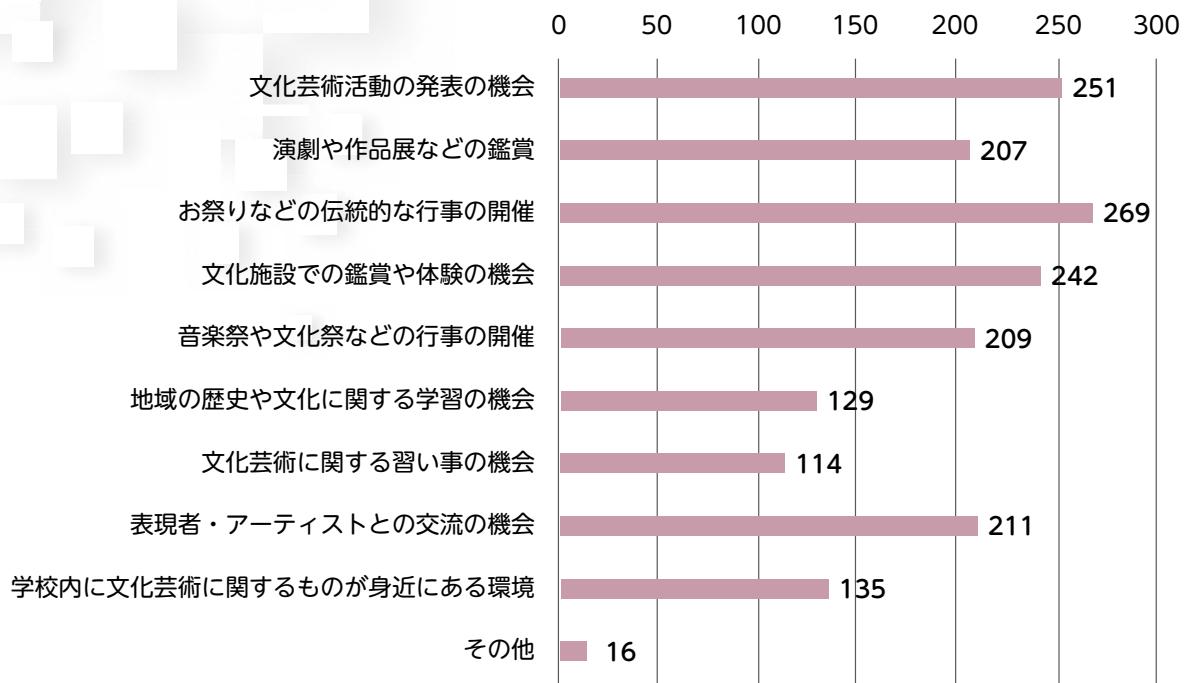
問4－2 活動しなかった理由（回答数）



最も多い回答が「時間に余裕がなかった」でした。次いで「興味関心がなかった」「気軽に活動できる場がなかった」「活動に関する情報が得られなかった」と続きます。自らの活動においては、いかに市民に興味関心を持ってもらうか、活動する場、情報の提供が重要になっていることが回答から読み取れます。その他ではスポーツ活動に取り組んでいるという回答がありました。

次に、こどもたちが文化芸術に親しむための取組について、充実すべきことはどんなことだと思うか問いました。結果は以下のとおりとなります。(複数回答可)

問5 こどもたちが文化芸術に親しむために充実すべきこと（回答数）

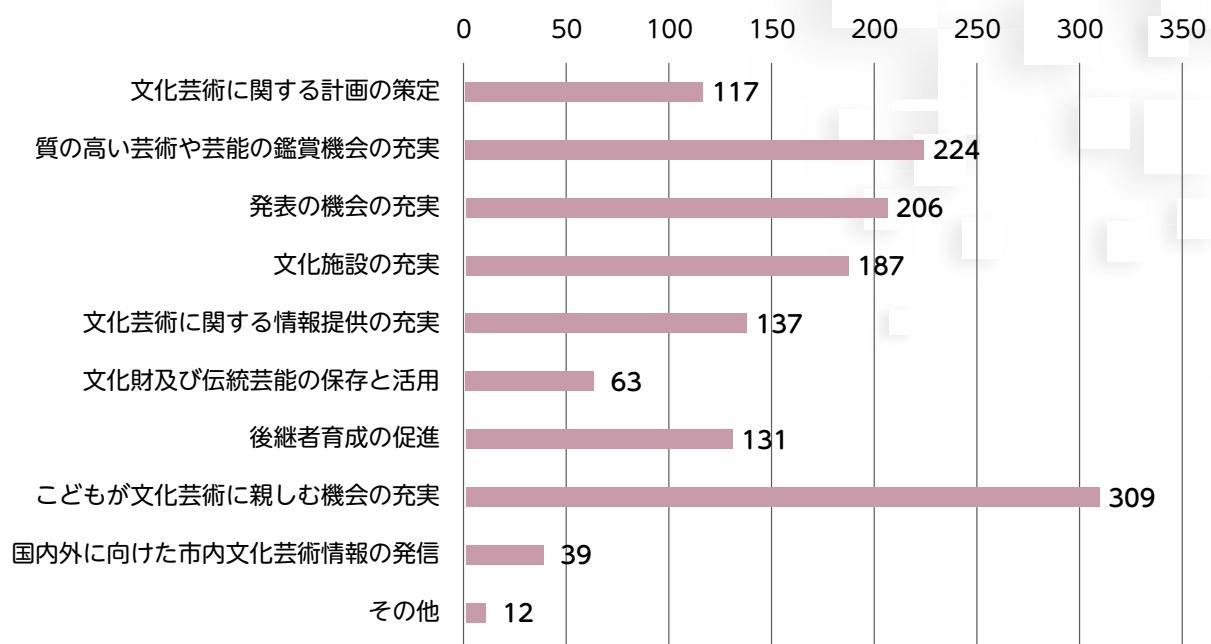


最も多かった回答が「お祭りなどの伝統的な行事の開催」となっています。次いで「文化芸術活動の発表の機会」「文化施設での鑑賞や体験の機会」「表現者・アーティストとの交流の機会」となります。

その他の後継者不足の伝統芸能に関する体験学習の実施を提案するご意見がありました。

次に、文化芸術活動を活発化するためにすべきことはどんなことだと思うか聞きました。結果は以下のとおりとなります。（複数回答可）

問6 文化芸術活動を活発化するためにすべきこと（回答数）



最も多かった回答が「こどもが文化芸術に親しむ機会の充実」となりました。次いで「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実」「発表の機会の充実」となります。

次世代を担うこどもが積極的に文化芸術に親しむ機会の創設、鑑賞機会・発表の機会の充実を求める声が多いことが今回の調査結果から読み取れます。

今後文化芸術活動を活発化するためにこどもをターゲットにした取組の充実が必要になると考えられます。

5 鴻巣市文化芸術振興基本条例

令和5年3月28日
鴻巣市条例第13号

文化芸術がもたらす感動は、人々の感性を豊かにし、創造性を育み、生きる喜びを創出します。人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う広がりは、心豊かな社会を形成します。

鴻巣市は、日本人の生活文化に深く関わるひな人形製作を産業として栄え、暮らしを彩る花きの生産は日本有数の規模を誇り、さらに、地域に根付く伝統芸能のほか、文化の拠点を有し、市民文化振興の可能性を広げています。

文化芸術がもたらす価値は無限であり、未来を担う子どもたちが夢を描き、市民一人一人が自らの輝きを開花させる源泉となります。

市民が優れた文化芸術に親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、本市の特性を生かした文化芸術の振興を推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、市における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興についての基本的な事項を定め、市の責務並びに市民及び団体等の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 市内で活動する企業、教育機関、市民団体等をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を主体的に創造し、発信し、又は鑑賞することをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興は、文化芸術活動ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う全ての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第6条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市は、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

(基本施策)

第8条 市は、この条例の目的達成のために次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 文化芸術を創出し、及び発信する機会の充実
- (2) 文化芸術を享受する機会の充実
- (3) 文化芸術の保存及び継承
- (4) 文化芸術の担い手の育成
- (5) 文化芸術に係る交流の促進
- (6) 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する事項

(推進機関の設置)

第9条 市は、文化芸術の振興に係る施策を推進する機関を設置するものとする。

(基本理念に基づく施設の運営)

第10条 市は、市の施設の運営に当たりその設置目的を妨げない範囲において、基本理念に基づき、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 鴻巣市文化芸術振興審議会名簿

	氏 名	所 属 等
会 長	満井 康江	鴻巣市文化財保護委員会
副会長	間中 由利子	鴻巣市社会教育委員
委 員	清水 千之	鴻巣市観光協会 R5.12～R6.3
委 員	堀越 延年	鴻巣市観光協会 R6. 4～
委 員	柳 沙智子	鴻巣市文化センター指定管理者
委 員	坂本 愛子	鴻巣市文化団体連合会
委 員	高橋 由紀	鴻響楽連盟
委 員	坂本 秀徳	広田鶯栖神社龍頭舞保存会
委 員	齊藤 千賀子	鴻巣市 P T A 連合会
委 員	齊藤 佳子	公 募
委 員	加地 卓	公 募
委 員	瀬藤 貴史	公 募
委 員	小林 俊尋	公 募

任期 令和5年12月20日～令和7年12月19日

7 諒問書

鴻教生第403号
令和5年12月20日

鴻巣市文化芸術振興審議会会長 様

鴻巣市教育委員会教育長 望月 栄

諒問書

下記の事項について、諒問いたします。

記

1 諒問事項

鴻巣市文化芸術振興基本計画について

2 諒問理由

鴻巣市では、文化芸術の振興を図ることを目的に、令和5年3月28日に鴻巣市文化芸術振興基本条例を策定しました。この条例の第7条では、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、鴻巣市文化芸術振興基本計画を策定するものとする規定がありますが、本計画の策定には、計画の目的、本市の現状と課題、目指すべき姿、具体的な取組等について、各方面で活躍される本審議会委員の皆様の御意見、御提案が必要です。

以上のことと鑑み、鴻巣市文化芸術振興基本計画について検討いただきたく諒問いたします。

8 答申

令和7年2月14日

鴻巣市教育委員会教育長 齊藤 隆志 様

鴻巣市文化芸術振興審議会
会長 満井 康江

鴻巣市文化芸術振興基本計画（案）について（答申）

令和5年12月20日付け鴻教生第403号で諮問を受けた、鴻巣市文化芸術振興基本計画について、本審議会で審議した結果、別添の「鴻巣市文化芸術振興基本計画（案）」のとおり答申します。

本審議会は、計6回にわたり会議を開催し慎重に審議を重ねてまいりました。

本計画の基本理念である「市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらす」の実現に向け、文化芸術活動を推進し計画が着実に取り組まれることを期待します。

9 鴻巣市文化芸術振興基本計画策定経過

日 程	内 容
令和5年12月20日（水）	第1回審議会（委嘱・諮詢・計画主旨・スケジュール案・アンケート内容・基本理念・意見集約提示）
令和6年2月20日（火）	第2回審議会（アンケート内容・基本理念決定、計画概要）
令和6年3月1日（金）～3月31日（日）	文化芸術に関するアンケート調査
令和6年6月28日（金）	第3回審議会（アンケート調査結果、基本計画素案提示）
令和6年8月28日（水）	第4回審議会（計画案提示）
令和6年10月29日（火）	第5回審議会（パブリックコメント案提示）
令和6年11月12日（火）	定例教育委員会（パブリックコメント案提示）
令和6年12月6日（金）～令和7年1月6日（月）	パブリックコメント
令和7年1月29日（水）	第6回審議会（パブリックコメント募集結果について、答申（案）について）
令和7年2月14日（金）	答申
令和7年3月10日（月）	定例教育委員会（鴻巣市文化芸術振興基本計画の策定について）

鴻巣市文化芸術振興基本計画

発行 令和7年3月

鴻巣市教育委員会 生涯学習課

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話 048-541-1321

FAX 048-542-1930

<https://www.city.kounosu.saitama.jp/>